3　両締約国は、電波のスペクトルの分配及び割当て並びに周波数の管理に関する措置がそれ自体では第五十九条の規定と矛盾する措置ではないことを了解する。したがって、各締約国は、この協定に適合する方法で実施することを条件として、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数に影響を及ぼし得る電波のスペクトル及び周波数の管理に関する政策を実施する権利を保持する。各締約国は、また、現在及び将来の必要性を考慮して周波数帯を分配する権利を保持する。

第十五節　紛争解決及び上訴

1　一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、当該一方の締約国の法令に従って紛争を解決するため、当該一方の締約国の電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関を適時に利用することができることを確保する。

2　各締約国は、自国の法令に規定する範囲内で、関係する電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関の決定に不服を有する公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が当該決定の再検討について当該決定を行った機関に申立てを行うことができることを確保する。いずれの締約国も、適当な機関が当該決定を取り消し、又はその執行を停止し、若しくは中止する場合を除くほか、当該申立てが当該機関の決定を遵守しないことの理由を構成することを許してはならない。

3　各締約国は、関係する電気通信規制機関の決定に不服を有する公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が当該決定について独立した司法当局又は独立した行政当局に不服を申し立てる機会を有することを確保する。

第十六節　透明性

各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に影響を及ぼす条件に関する情報が公に利用可能であることを確保する。当該情報には、次のものを含む。

(a)　料金その他のサービスの条件

(b)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスとの技術的インタフェースの仕様

(c)　当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成及び採択について責任を負う機関に関する情報

(d)　端末その他の機器の接続に適用される条件

(e)　届出、登録又は免許の要件

第十七節　要求されていない商業用電子メール

1　各締約国は、自国の法令に従い、宣伝を目的とする要求されていない商業用電子メールを規制するために適切かつ必要な措置をとることができる。

2　一方の締約国は、他方の締約国に対し、宣伝を目的とする要求されていない商業用電子メールの防止に関する情報（自国の関係する法令及び最良の慣行を含む。）を提供するよう努める。

附属書六（第六章関係）　第六十二条に関する特定の約束に係る表

第一編　注釈

1　分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ／Ｗ／一二〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）以下この附属書において「ＣＰＣ」という。）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2　この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書Ｓ／Ｌ／第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3　締約国の特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第五十八条(m)(i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

4　「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

5　個別のＣＰＣの番号に付された「＊＊」は、当該番号の分野のための特定の約束が当該番号の分野に含まれるサービスの全ての小分野には及ばないことを表す。

（第二編　インドの特定の約束に係る表は省略）

第三編　日本国の特定の約束に係る表

Ⅰ　各分野に共通の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この特定の約束に係る表に掲げる全ての分野	(4)　出入国管理に関する法令に基づく措置については、附属書七に定めるインドの区分のいずれかに該当する自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を除くほか、約束しない。	(3)　研究及び開発に係る補助金については、約束しない。 (4)　研究及び開発に係る補助金については、約束しない。 出入国管理に関する法令に基づく措置については、市場アクセスに係る制限の欄に規定するインドの自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を除くほか、約束しない。	

Ⅱ　分野ごとに行う特定の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
1　実務サービス A　自由職業サービス (a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス（八六一）	(1)　サービスは、自然人又は弁護士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士であり、かつ、弁護士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一人以上の社員によって構成されるものをいう。 (2)　サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3)　サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (4)　業務上の拠点が必要である。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	